

【公開版】

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る 新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

第10条 加工施設への不法な侵入等の防止



日本原燃株式会社

令和2年2月19日

1. 要求事項の整理

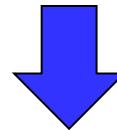
事業許可基準規則 第10条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）	MOX指針	備考
<p>工場等には，加工施設への人の不法な侵入，加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第10条に規定する「加工施設への人の不法な侵入，加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備」とは，例えば，以下の事象への対策のための設備が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為 二 郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持込み 三 サイバーテロ 	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する要求事項なし</p> <p>前述のとおり</p>	<p>追加要求事項</p> <p>前述のとおり</p>

2. 追加要求事項に対する適合方針(1/2)

追加要求事項

工場等には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。

- 加工施設は、人の不法な侵入、不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止する設計とする。



- ① 加工施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認、施錠管理並びに防護された区域における情報システムへの外部からの物理的な接近を防止するための接近管理及び出入管理を行うことができる設計とする。

2. 追加要求事項に対する適合方針(2/2)

①(続き) 核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を効果的に行うため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とするとともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域においても、施錠管理により情報システムへの不法な接近を防止することができる設計とする。

②加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み(郵便物等による敷地外からの爆発物又は有害物質の持込みを含む。)を核物質防護対策として防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。

③不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を核物質防護対策として防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為(サイバーテロを含む。)を受けないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。